

令和4年1月26日

保育施設ご利用の
保護者の皆さまへ

白山市健康福祉部こども子育て課

新型コロナウイルス感染症への対応について（お願い）

日頃は、本市の保育行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
また、ご家庭でお子様の健康観察や感染症予防等にご協力をいただき、心より敬意
申し上げます。

今般、石川県内全域に「まん延防止等重点措置」が適用されました。また市内保育施設においてもクラスターが発生しており、予断が許されない状況が続いております。
つきましては、下記の期間に家庭での保育を希望し、登園を自粛された場合には保育料を日割り計算により減額いたします。感染拡大を防ぐため、保護者の皆様にはご負担をおかけしますが、ご理解とご協力のほどお願いいたします。

記

1. 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い家庭保育を希望される方の取り扱い

下記の期間中に感染への不安から、保護者の判断により家庭での保育を希望し、登園を自粛された場合、利用者負担額（保育料）を日割り計算により減額いたします。
対象期間：令和4年1月27日（木）～令和4年2月20日（日）

2. ご家庭における感染防止対策の徹底について

- ご家庭においても以下のとおり、感染対策の徹底に努めてください。
- ・こまめな手洗い・うがい、マスクの着用
 - ・日常における三密（密閉・密集・密接）の回避
 - ・県域をまたぐ不要不急の移動の自粛
 - ・大人数や長時間に及ぶ会食を避けるなど「人と人との接触の回避」

また、お子様及び同居家族に発熱等の症状がある場合は、登園を控え家庭で様子を見るとともに、かかりつけ医などの身近な医療機関に相談してください。

3. 保育所等の休園について

当該施設の職員、在園児が陽性となった場合、施設内の消毒及び保健所が濃厚接触者等を特定するまでの間（概ね1～3日間）、臨時休園します。

4. 登園停止・登園自粛について

区分	対応	
在園児が陽性となった場合 在園児が濃厚接触者となった場合	登園停止	保健所が指示する期間
在園児の保護者・同居家族が濃厚接触者となった場合	登園自粛	濃厚接触者の健康観察期間が終わるまで
在園児、在園児の保護者・同居家族が接触者となった場合	登園自粛	感染の有無が判明するまで

※上記3、4に該当し、欠席した場合の利用者負担額（保育料）は日割り計算により減額します。

※園児や同居家族が、「PCR検査を受けることになった」場合は、必ず利用施設にご連絡いただきますようお願いいたします。また、休日や夜間等、保育施設が閉所している時間にお子様に感染の確認があった際の連絡先は白山市役所当直「TEL：076-276-1111（代表）」までお願いいたします。

5. 感染者に対する偏見や差別の防止について

誰もが感染する可能性があります。感染者、医療従事者、またこれらのご家族に対する偏見や差別は決して許されることではありません。
公的機関の提供する正確な情報に基づいた冷静な行動をお願いいたします。

※上記の内容については、今後の状況の変化により変更することがあります。

【お問合せ先】

白山市健康福祉部こども子育て課
TEL (076) 274-9527